○議長(近藤八郎君) ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長(近藤八郎君) 日程第1 議案第1号「下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部 を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(大西 功君) 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案 第1号 下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、委員会におけ る審査の経過と結果について報告します。

本案は、介護職員の労働環境及び処遇改善などの対策を講じ人材を確保する必要があることから所要の改正を行うもので、改正の内容としまして、有資格者の勤務手当を 2 万5,000 円、夜間介護手当…勤務 1 回につき 4,400 円を支給するもので、施行期日は 7 月 1 日とするものです。

課長等から、「新規職員の採用活動では、資格手当の有る無しが問われることがある。 職員の資質確保を図ってまいりたい。」、「7月1日から施行する予定だが、財源となる処 遇加算は9月からとなり、2か月分を持ち出すこととなる。」との説明がありました。

委員から、「離職の原因を考慮して、資格がない方への支給を検討したか。」に対して、「介護職員処遇改善加算は、職員のスキルアップ、意欲向上につながる。取得に向けた勤務体制の配慮をしていきたい。」

「入所者の負担はどのくらい上昇するのか。」に対し、「介護職員処遇改善加算は、毎月の報酬請求額に8.3%を上乗せされる。入所者負担は、当施設の平均介護度4では、月額2,100円程度となる。」

「入所者などへの説明は済んでいるか。」に対し、「利用者や家族に対する説明は実施している。契約書の内容変更について、個々に対応していきたい。」

「ほかの福祉施設の適用は検討したか。」に対し、「福祉連携会議で検討して有資格者と 夜勤対象にすることとなった。」

「入所制限の状況が改善される見込みがあるのか。」に対し、「賃金が低いという理由で離職しないよう、また、新規確保を図りたい。」

「支給対象である介護福祉士の資格取得にはどのくらいの費用がかかるのか。」に対し、「実務経験が3年以上、諸費用で10万円程度かかるが、町の事業により10万円が支給可能であるため、ほぼ無料となる。」等の回答がありました。

委員から、「介護職員処遇改善加算は国の制度であるが、今回の改正はあけぼの園の主体的な取組か。」、「非正規なのに同じ仕事内容となっている現状をどのように考えるのか。」、「近隣の施設でも職員不足で入所制限をしている。」、「資格の無い方に取得意欲が高まる。」、「資格取得に必要な費用が支給されるのか不明確である。」、「賃金のベースを上げ

ないと離職が止まらない。」、「資格の有る無しだけで1万円の差がつき、職場に軋轢が生じないか。」、「いろんなチャンネルを通じて人材確保に努め、その動向は都度伝えること。」 との意見がありました。

当委員会として、次の意見を付すものです。

「新規に入所する家族にも丁寧な利用者負担を説明すること。」

「資格取得に必要な費用を支給できる制度を、早急に定めるべきである。」

「処遇を徐々に改善しようとしているが、根本的な解決を図らなければならない。多様な働き方を考えるべきである。」

「職場の雰囲気づくりが大切である。園長以下で取り組んでいただきたい。」

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長(近藤八郎君) ただ今、報告がありましたが、これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。 これから討論に入ります。 まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君)討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。 したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第2 議案第11号「令和元年度下川町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(大西 功君) 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案 第 11 号 令和元年度下川町一般会計補正予算(第 1 号)について、委員会における審査 の経過と結果について報告します。

今回は第1回目の補正予算でありまして、歳入、歳出ともに4億2,792万円を追加し、 予算総額50億9,892万円とするもののほか、繰越明許費の追加、債務負担行為及び地方 債の補正であります。

今回の補正の要因は、政策予算など、補助事業採択、緊急を要するもの、平成30年度予算の決算見込みなどです。

審査に当たり、総務課長などから、概要書、事項別明細書により補正予算の概要説明を 受け、その後、所管の課長などから説明を受けました。その内容について報告します。

第2表 債務負担行為補正です。

パーソナルコンピューターの基本ソフトである Windows 7 のサポート終了に伴い、グループウェアシステムの更新に 981 万円、行政事務向けの庁用コンピューターの更新に 3,610 万円、教員用コンピューターの更新に 1,600 万円、それぞれ令和元年から令和 5 年までの元利償還金の限度額として追加するものです。

第3表 地方債補正については、飲雑用水施設改修事業等の事業費変更に係る変更及び 産地パワーアップ事業等の事業追加に伴い追加するものです。

次に歳出ですが、SDGs未来都市関係で「SDGs普及展開事業」など11事業が計上されており、事業費合計5,066万円となっており、目的別に事項別明細書の款・項にそれぞれ計上されています。

政策推進課から、本年度分の計画事業について説明がありました。

委員などから、「関連事項として、昨年度、議会が決議した特別決議について、総計審議会で説明したのか。」に対し、課長などから、「3月29日開催の総計審議会で説明した。 委員からの意見はなかった。」との回答がありました。

委員から、「補正予算の多くが町外事業者へ委託するなど流出することになる。域内循環させるためにも様々なノウハウは地域内に蓄積できるよう取り組むべきである。」、「吉本興業との協定事業の費用負担について、公的機関としてお互いの役割を明確にするための契約が必要である。」などの意見が出されました。

事項別明細書8ページ、総務費の戸籍住民基本台帳費で、戸籍システム共同化委託料として1,354万円が計上されており、戸籍事務電算システムの共同化に係る費用となっています。

この件については、議案第6号及び第7号に提案されたとおり、剣淵町・音威子府村・ 下川町の3町村に加えて、名寄市と士別市の2市を加えた新たな協議会により共同化する ものです。

事項別明細書8ページ、民生費で、福祉施設における災害対策として、発電機及び暖房機の備品購入費が計上されています。

委員などから、「一括して備品購入するのか。」に対し、課長から、「一括発注は可能である。災害担当課で取りまとめすることを想定している。」との回答がありました。

事項別明細書 11 ページ、農林業費の農業費で、産地パワーアップ事業補助金として 1 億 870 万円が計上されています。

2事業者が、集出荷貯蔵施設1棟及び育苗ハウス5棟を設置するもので、補助金のうち7,849万円が国補助金の間接補助となっており、町補助額は3,021万円となるものです。 委員などから、「事業内容で制約などあるのか。」に対し、課長などから、「下川地域の 農産物生産額を10%増加させることが求められる。」との回答がありました。

同じく事項別明細書 11 ページ、農林業費の農業費で、飲雑用水施設改修等工事 450 万円が計上されています。

上名寄川向地区の矢文飲雑用水施設の改修で、沢水から湧水に変更するための集水桝等の設置です。

委員などから、「当初予算に当飲雑用水施設改修に係る予算が計上されているが、改修費に不足が生じたのか。」に対し、課長などから、「取水地の権利関係や水量の安定性を考慮して取水場所を変更するものである。」との回答がありました。

事項別明細書 11 ページから 13 ページ、農林業費の林業費で、森林バイオマス地域熱供給システム面的拡大事業として 328 万円、熱供給施設効率化改善事業 1,514 万円、一の橋地区地域熱供給施設熱交換器設置等工事 1,210 万円が計上されています。

委員などから、「一の橋地区地域熱供給施設熱交換器設置等工事については、以前の接続工事等の段階でさび等の混入が予測できたのではないか。」、「一般的な設備でかなり細かい異物を除去できる。事業費が高いのではないか。」に対し、課長などから、「除去する機器を備えたが、細かいさびまで除去できず、ハウス加温する設備に利用できなかった。今回の予算では別の方法を用いてハウス加温ができるようにしていきたい。」との回答がありました。

委員などから、「熱供給施設効率化改善事業の光熱費削減効果が年間 70 万円程度だが、1,500 万円を超えるような事業をしなければならないのか。」について、課長などから、「過疎債の交付税充当などを除き、町費負担は 300 万円程度となり、5 年で回収できる。また、海外で主流である温水循環システムを実証していきたい。」との回答がありました。

さらに委員などから、「非常時における地域への電力供給可能性調査ではどのようなことをするのか。」に対し、「役場など公共施設、福祉施設、避難所などに優先して配電できるようにしたい。」との回答がありました。

事項別明細書 11 ページ、農林業費の林業費で、民有林取得測量業務等委託料 40 万円が 計上されています。

委員などから、「町有林取得の考えがあるのか。」に対し、課長などから、「拡大目標まで町有林に隣接する林地を購入していきたい。」との回答がありました。

事項別明細書 12 ページ、商工労働費の商工費で、地域内経済循環システム事業 300 万円が計上されています。

委員などから、「持続可能な地域経済社会システム調査研究事業と関連があるのか。」に対し、課長などから、「地域内経済循環システム事業は産業部門に限定した調査事業である。」との回答がありました。

事項別明細書 13 ページ、土木費の道路橋梁河川費で、橋梁近接目視点検事業 1,250 万円、橋梁長寿命化修繕事業 2,145 万円、サンルダム周辺整備事業として象の鼻展望台改修等工事 1,190 万円が計上されています。

委員などから、「橋梁について毎年目視するのか。」に対し、課長などから、「法律で 5年に一度は目視しなければならない。本年度から令和 5年度までに町内の 89 か所の橋を年次で目視していきたい。」との回答がありました。

委員などから、「象の鼻展望台改修等工事とサンルダム周辺整備計画との関連はどうなっているのか。」に対し、課長などから、「整備計画に載っていないが関連事業として位置づけしている。今後、水源地域ビジョンを策定していきたい。」との回答がありました。

事項別明細書 14 ページ、土木費の住宅都市計画費で、空き家対策総合支援事業 2,200 万円、公営住宅整備事業の公営住宅建設工事等 1 億 457 万円が計上されています。

委員などから、「空き家対策総合支援事業では、予算額を超える需要があるときは補正するのか。」に対し、課長などから、「補正後の予算までとする予定である。」との回答がありました。

歳入については、特にありませんでした。

全体を通じて、委員などからの意見は次のとおりです。

「持続可能なまちづくりには、住宅政策は極めて重要である。公住、民間活力等の位置づけを明確にすること。」

「空き家対策について、国補助及び単独費との整合性に配慮すること。」

「町内全域の遊休地等の土地利用計画を策定すること。」

「前期財政計画に基づき、適切に執行すること。」

「予算執行に当たっては、法定等を遵守するとともに適切な執行を図ること。」

「効果的・効率的な事務事業、推進体制に努めること。」

「地域内にノウハウ、技術が蓄積される仕組みづくりを進めること。」

「定住対策に当たっては、定着率の向上を図ること。」

「サンルダム周辺整備について、全体計画に沿って実施すること。」

「地域の身の丈に合った政策推進を図ること。」

以上、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御 協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長(近藤八郎君) ただ今、報告がありましたが、これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。 2番 中田議員。

○2 番(中田豪之助君) 今回、初めての定例会で、一般質問と常任委員会…3 日間…とてもハードだったんですが…経験させていただきました。理事者の方、役場職員の方、先輩議員、同僚議員の温かい応援といいますか…見守りの中、何とか無事に終わることができそうです。ありがとうございました。

この常任委員会の審議…質疑を通じて、まだまだ自分の未熟さといいますか…不勉強 さ、先輩議員の知識、経験、見識…そういうものを実感いたしました。

また、担当課長、担当職員の説明、資料、質疑のやり取りの中で、職員の皆さんの普段の努力というものがよく分かりました。

そこで…ちょっと話は逸れるんですけど、自分はトマトを作っていまして、うちは殺虫剤とか殺菌剤をまかないんです。だからハウスの中にも外にも虫やら鳥やら何やらいっぱいいます。

よくうちでは…蟻の話をするんですけれども、皆さんも御存知だと思うんですけど、蟻は小さい体で自分の何十倍もの…コオロギだとか…バッタだとか…イモムシをワッショイワッショイと運びますよね。だけど、ためしてガッテンとか…科学番組みたいに分析すると、あれは実は大勢で運ぶ必要はないんだそうです。蟻というのはものすごい力があって、本当は2~3 匹とか5~6 匹で運べるようなものだそうです。ただみんなでワッショイワッショイやっているだけだそうです。

ちょっと無理やり…こじつけなんですけれども…というわけで、効果的・効率的な事務事業、推進体制に努めることというのが委員会の意見として出ておりますので、これから…厳しい選挙の後だからなおさら、町長も役場の職員も議会も…それから住民も、みんなで力を合わせて効果的・効率的にまちづくりを進めていきたいと思います。

委員会で議論された意見…あります。これを重く受け止めて、適切に実行されるように 願って、賛成意見としたいと思います。ありがとうございました。

○議長(近藤八郎君) ほかに討論ありませんか。

(な し)

○議長(近藤八郎君)これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第3 発議第1号「令和元年度下川町議会運営活動方針」を 議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 我孫子洋昌議員。

○5番(我孫子洋昌君) ただ今、議題となりました、発議第1号 令和元年度下川町議会運営活動方針について、提案趣旨を申し上げます。

基本理念として、私たちは、令和という新しい時代を迎えましたが、少子高齢化や人口減少というこれまで以上に厳しい状況に直面しています。

全国的に見ても、農山村地域において、この問題がより深刻で、切迫したものであると認めざるを得ません。私たちが暮らす下川町においても、このような状況の中にあり、町民が今後も安心して生活できる、持続可能な地域社会の実現が求められております。

このため、下川町議会は、執行機関から提案された予算・条例案並びに決算の審議はも とより、町民等からの請願・陳情等への対応、国会及び関係行政機関への意見書提出のほ か、議員の政策形成能力の向上など、新しい時代に対応する議会として、この機能を充実 させる必要があります。

さらに、自治基本条例においては、議会の役割として、主権者である町民の意思を町政 運営に反映させるための活動と、広聴広報活動を充実させることにより、町民の負託に応 えることが求められております。そのため、議会機能の強化と議会活動の更なる活性化を 目指し、以下の基本方針に基づき、積極的に取り組むこととします。

1 議員の資質向上

議会本来の使命と議員の職責を深く自覚し、日常における議員活動の推進と自己研さんに努めます。

議会は、町民の代表者として団体意思を決定する重要な機関であるとの認識に立ち、常に町民との対話を重ね、その使命の実現に努めます。

2 政策形成機能、チェック機能の充実強化

各種研修会等に参加し、広い視野を身につけ、地方行政の振興発展に努めます。

積極的な課題提起、政策提言等を行うための調査研究、全員協議会等で課題の共有、論点整理、議員間の対話の充実を図ります。

3 町民に開かれた議会の推進

町民に開かれた議会とするため、調査研究を深めます。

開かれた議会運営と町民への説明責任を果たすため、議会が保有する情報及び議事録等 の公開を推進します。

町民からの要望、提言等の意見を幅広く聴取し、議会運営等に反映させるため、下川町 議会モニター制度の充実を図ります。

4 ICT (情報・通信に関する技術) の活用

議会活動の質を向上するために、ICTの活用を推進します。

定例会や臨時会のインターネット配信の充実を図ります。

次に、各委員会の所管事務調査等実施計画です。

- 1 総務産業常任委員会
- 一つ目として、地域の振興発展、行財政、教育並びに保健医療、福祉行政のあり方の調 査
 - 二、常時調査として、年間を通した付託事件等の調査及び審査
- 三、町内調査として、各種事務事業等の執行状況、施設の維持管理状況及び財政状況等の調査
 - 2 議会運営委員会
 - 一、議会運営に関する調査及び審査の充実
 - 二、議会活性化に向けた調査及び各種活動の推進
 - 3 議会広聴広報特別委員会
 - 一、広聴活動の充実
 - 二、議会だよりの発行に伴う調査研究活動の推進
 - 三、紙面内容の充実に努め、町民に親しまれる議会だよりの年4回発行

次に、議員研修事業実施計画です。

町民全体の代表者として、資質、識見、能力の研さんに努めるため、次の事業を推進します。

- 一つ目、全道町村議会議員研修会の参加。これは札幌市で6月25日に開催されます。
- 二つ目、上川管内町村議会議員研修会の参加。これは美瑛町で10月29日に開催されます。

三つ目、議員自主研修の推進。これは町の活性化に向けた政策研究会の随時開催。さらに「議会時報」、「地方議会人」等の購読と議会図書の活用。

以上、提案いたします。つきましては、議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(近藤八郎君) ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第4 発議第2号「教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1へ復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」、日程第5 発議第3号「2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書」、日程第6 発議第4号「2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」を一括して議題といたします。

本案については、簡潔に提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5 番(我孫子洋昌君) ただ今、議題となっております、発議第2号、発議第3号、発 議第4号については、一括して提案趣旨を申し上げることにいたします。

発議第2号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1~復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について、提案趣旨を申し上げます。

提案趣旨につきましては、本定例会初日の請願第1号におきまして、紹介議員から説明 があったところです。

意見書の概要を申し上げます。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっていますが、この8年間にわたり教職員定数改善計画は実現していません。

子供たちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠であります。そのためには、全ての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現に向けた声を上げることが必要であります。

また、2017年9月に厚生労働省が発表した2016年「国民生活基礎調査」では、依然として7人に1人の子供が貧困状態にあります。また、文部科学省が2017年12月に発表した「就学援助実施状況等調査」においては、北海道の要保護・準要保護率は、5人に1人が補助を受けている状況となっており、これは全国で6番目に高く、依然として厳しい実態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、地方交付税措置される教材費や図書費についても自治体で格差が生じています。

また、経済的な理由で進学や就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子供の人権が保障されない状況となっています。子供たちは、平等に教育を受ける権利を有しています。そのためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、 当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、 教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう、次の事項について要望します。

一つ目として、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、 義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国 庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。

二つ目、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、地域の特性に合った教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。

三つ目、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任に おいて教育予算の十分な確保・拡充を行うこと。

四つ目、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保・拡充を図ること。

五つ目、高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適 用除外撤回を実現すること。

提出先としては、衆・参両院議長、内閣総理大臣、以下各大臣となっております。

続きまして、発議第3号 2020 年度地方財政の充実・強化を求める意見書、こちらについて提案趣旨を申し上げます。

提案趣旨につきましては、本定例会初日の請願第2号において、紹介議員から説明があったところです。

意見書の趣旨を申し上げます。

地方自治体は、その果たす役割が拡大する中、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実 行や防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、公的サービスを担う人材が限られている中で、新たなニーズへの対応と細やかな 公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る 地方財政の確立を目指す必要があります。

2019年度の地方財政計画でも、一般財政総額は62兆7,072億円となっており、過去最高水準となりましたが、この増額分も国の政策に対応する財源を確保した結果であり、地方の財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められています。

2020 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、次の事項について実現されるよう要望します。

一つ目、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

二つ目、2020年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用に当たっては、 改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実に行うこと。

三つ目、子供・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、 生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障 ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的 確に行うこと。取り分け、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に行うこ と。

四つ目、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

五つ目、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の 高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを行うこと。

六つ目、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止に向け検討すること。

七つ目、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に 国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を行うこと。同時に、各 種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代 替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。

八つ目、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

九つ目、2019 年度の地方財政計画では依然として 4 兆円規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

十番目、自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

こちらにつきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、以下各担当大臣への提出先となっております。

続きまして、発議第4号 2019 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、こちら につきまして提案趣旨を申し上げます。

本発議の提案趣旨につきましては、本定例会初日の請願第3号におきまして、紹介議員 から説明があったところです。

意見書の概要を申し上げます。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)を解消するための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものであります。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2018年の実質賃金も大半の月でマイナスとなっています。特に年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.3万人と、給与所得者の24.7%に達しています。また、道内の全労働者233万人のうち、37万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

また、現状では最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与できません。

2010年、政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を5年連続で表記しています。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、次の措置を講ずるよう要望します。

一つ目、「2020年までに全国平均1,000円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「未来投資戦略」、さらには「ニッポンー億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

二つ目、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額 980 円)を下回らない水準に改善すること。

三つ目、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

この意見書の提出先としては、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長となっております。

これら3本の意見書を、それぞれ地方自治法第99条の規定により提出いたしたく、議員各位の御協賛をお願い申し上げます。以上です。

○議長(近藤八郎君) ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。 これから討論に入ります。 まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。

次に、発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

続いて、発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合により同規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長いたします。

○議長(近藤八郎君) 日程第7 発議第5号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」 を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5番(我孫子洋昌君) ただ今、議題となっております、発議第5号 新たな過疎対策 法の制定に関する意見書について、提案趣旨を申し上げます。

過疎対策については、昭和 45 年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定した成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの 地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの 場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それ

は過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要です。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが重要です。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。

こちらの意見書の提出先としては、内閣総理大臣、以下各大臣となっております。

この意見書を地方自治法第99条の規定により提出いたしたく、議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長(近藤八郎君) ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。 これから討論に入ります。 まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。 これから、発議第5号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。 したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第8 「閉会中の議員派遣の申し出について」を議題といた します。 議会運営委員会から、北海道町村議会議員研修会等に出席のため、6月25日から26日までの2日間、北海道町村議会新任議員研修会に出席のため、7月22日の1日間、議会広聴広報特別委員会から、議会広報研修会に出席のため、8月19日から20日までの2日間について、それぞれ議員派遣の申し出がありましたが、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。したがって、本件については、閉会中の議員派遣とすることに決定いたしました。

○議長(近藤八郎君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和元年第2回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後4時54分 閉会

○議長(近藤八郎君) ここで、町長から御挨拶があります。

○町長(谷 一之君) 本定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、提案させていただきました議案を精力的に審査いただきましたところ、全ての議案等お認めいただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

特に、一般会計補正予算において、SDGsに係る各種政策予算をお認めいただきましたが、これを糸口として、町民の皆さんがSDGs未来都市としての取組を身近に感じていただける事業展開や普及啓発を図ってまいる所存でございます。

また、副町長の同意案件につきましては、人材育成を主としたまちづくりを推進している本町にとりまして、総合行政並びに公共サービスを提供するかじ取り役として不可欠なリーダーであり、御参与いただきましたことに改めて感謝申し上げる次第でございます。

そして、議員各位から発議され、議決をみました、過疎対策法の制定に関する意見書に関しましては、現在、令和3年度からの改正施行を目標として議論が進められているところでございまして、私も東日本地域を代表する首長の一人として、過疎問題懇談会委員に就任し、3年目を迎えているところであり、今回の議会決議による各関係機関への意見書提出は、私自身にも背中を押していただいているところで、深く感謝申し上げる次第でございます。

結びになりますが、本年度の当初予算を含め、今回議決いただいた議案及び予算に係る施策をしっかりと執行してまいりたいと存じますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げるとともに、7月の盛夏を迎える季節になってまいりますので、御自愛されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうござ

いました。

○議長(近藤八郎君) それでは、この度、本議会において選任同意されました、武田副 町長から御挨拶があります。演台にて御挨拶ください。

○副町長(武田浩喜君) まず、発言の機会を頂きまして誠にありがとうございます。このような高い席から誠に恐縮とは存じますが、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会において、副町長選任同意を頂き、身に余る光栄であるとともに、重責を担う こととなり、身の引き締まる思いでございます。

平成27年7月に副町長に選任をされ、未熟で至らない私が4年間、勤めてこられたのも、議員各位、関係機関、町民の皆様の御指導と職員の協力のたまものと、この場をお借りし深く感謝申し上げます。

再度、重責を担うこととなりましたが、本町は少子高齢化と人口減少が依然として進展し、また、地方交付税の縮減など、厳しい財政状況に加え、商店の廃業など、地域経済、産業に大きな影響を及ぼす状況も危惧されています。

本町の先人たちは、これまで様々な困難に立ち向かい、幾多の逆境を乗り越え、多くのことを成し遂げてきました。今では全国から小規模自治体のモデルとして高い評価を受けています。今後も持続可能な地域社会の構築に向け、取り組まなければなりません。

今年度から第6期下川町総合計画がスタートし、また、谷町政の2期目がスタートいたします。総合計画で定めた2030年における下川町のありたい姿の実現と、町長が目指す幸せ日本一のまちの実現のために、微力ではありますが職員とともに一丸となり、誠心誠意努力してまいりたいと存じます。

今後とも議員各位の格段の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、大変言葉足らずで意を尽くせませんが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(近藤八郎君) 以上をもって、散会といたします。